

鳥取県と畜検査データ管理システム構築・運用保守業務仕様書

第1 調達の条件

1.1 適用範囲

本仕様書は、鳥取県(以下「発注者」という。)が求める鳥取県と畜検査データ管理システム構築・運用保守業務(以下「本業務」という。)に適用するものとする。

1.2 現行業務の状況

鳥取県食肉衛生検査所(以下「検査所」という。)は、と畜場法に基づき、管轄する鳥取県食肉センター(以下「センター」という。)においてと畜検査業務を行っており、検査の流れは以下のとおりである。

- (1) と畜検査当日の始業前に、と畜検査対象獣畜の情報(解体順序表)がセンターからファクシミリで送信される。
- (2) と畜検査員はこの解体順序表をもとに、と畜検査対象獣畜の情報を紙のと畜検査野帳に手書きで転記する。
- (3) と畜検査野帳をと畜場に持ち込み、と畜検査を実施しながら手書きで1頭ごとの検査結果を記録。
- (4) 検査終了後、検査結果を記載したと畜検査野帳をエクセルに電子データとして入力、保存。
- (5) と畜検査野帳の複写をセンターに手渡し、と畜検査結果(廃棄状況)について情報提供する。

と畜検査を実施しながら手書きで検査結果を記録しているため作業が煩雑であり、と畜場の環境からと畜検査野帳の汚損、破損することもあり得る。

また、エクセルに入力する際には複数の職員でダブルチェックを実施し、さらに統計処理する際にも、統計の種類に応じて必要なデータを抽出し集計する作業が発生し、その都度チェックを要するなどデータ処理に多くの時間を要し非効率である。

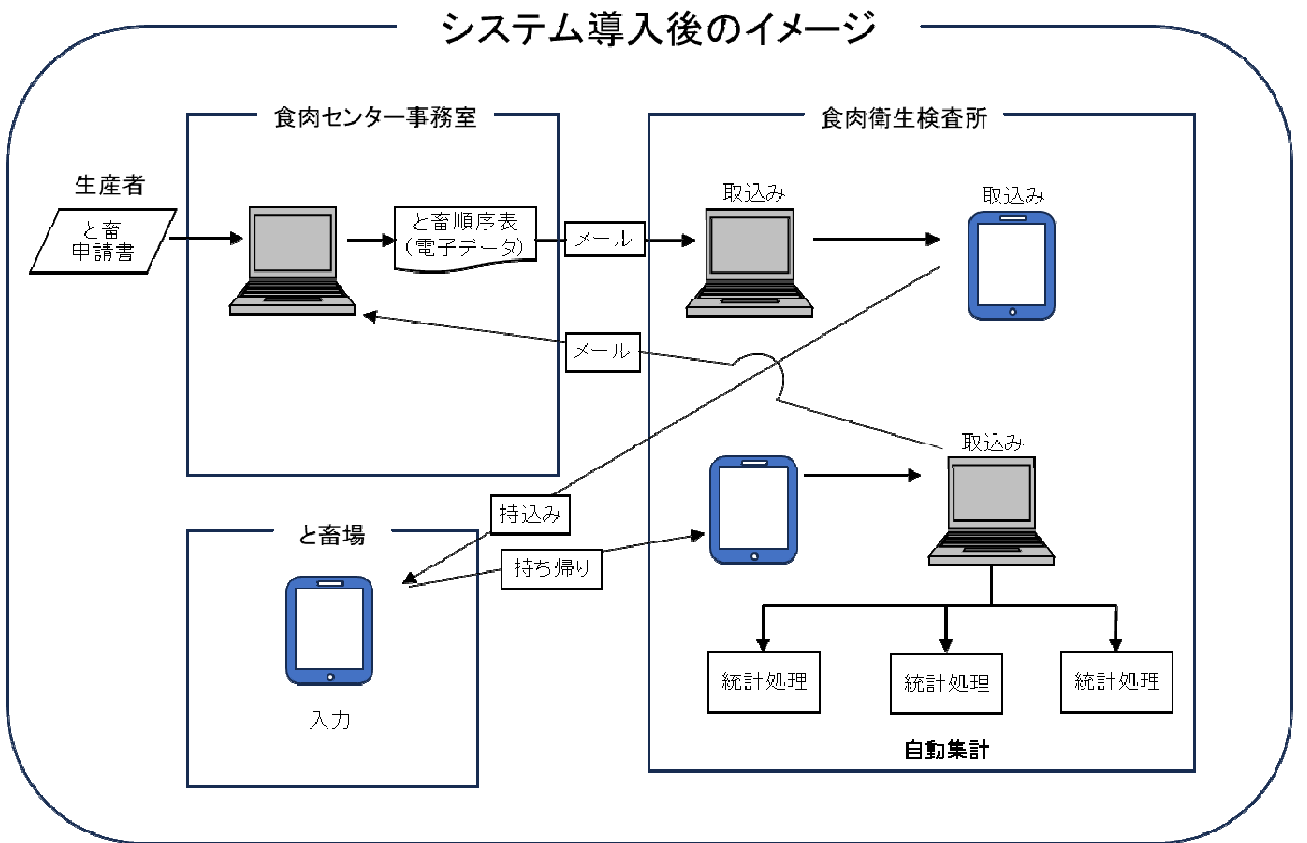
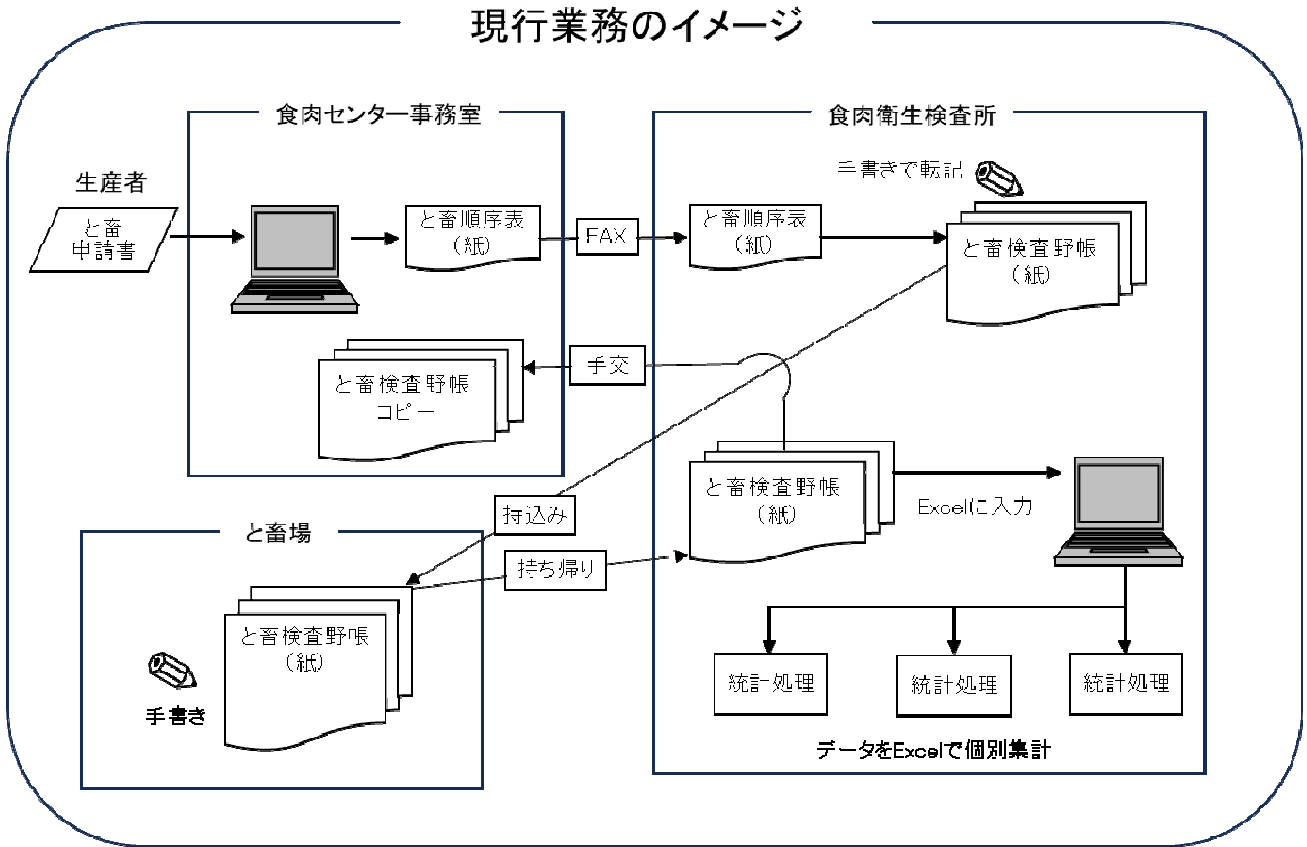
1.3 本業務の目的

センターから提供されると畜検査対象獣畜の情報を容易に本システムに取り込み、センター内に持ち込むタブレット端末に検査員が検査場所だと畜検査結果を直接入力することにより、記載ミスや転記ミス等を防ぐことが可能となる。

また、本業務により、と畜検査結果(疾病、廃棄部位等)を電子的に効率的に管理することが可能となり、統計処理を自動化し事務処理の効率化を図ることができる。

以上のことから、限られた時間内で実施すると畜検査業務の精度向上、検査後の事務処理を大幅に軽減し、事務作業の効率化を図るシステムの導入を目的とする。

図 現行業務及びシステム導入後のイメージ



(と畜検査対象獣畜情報のセンターとのやり取り)

現行業務では、と畜検査開始前にセンターからファクシミリで受け取ったと畜検査対象獣畜の情報(解体順序表)を畜検査野帳(紙)に手書きで転記しているが、本業務によりメールでデータを受け取り、電子データをシステムに反映させ電子データでの管理が可能となる。

また、と畜検査終了後にと畜検査結果(疾病、廃棄部位等)をセンターに送付する際、現行業務では紙で渡しているが、本業務により電子データでの送付が可能となる。

(検査データ管理)

と畜検査野帳(紙)に検査結果(内臓検査及び枝肉検査等)を記入しているが、システム導入後は、タブレットに直接入力する。タブレットに入力した検査結果等の情報は、当日のと畜検査終了後にパソコン(システム)にアップロードし電子的に管理する。

(統計処理)

現行業務では、と畜検査野帳(紙)のデータをエクセルに手入力しており、入力時にはダブルチェックを行うことに加え、統計処理においては、統計の種類に応じて必要なデータを抽出し集計する作業が発生し、その都度チェックを行うため事務作業に多くの時間を要している。本調達後はと畜検査結果を入力するだけで検査頭数や疾病ごとの頭数等の必要な情報が自動で集計され、検査後の事務処理を最小限にし、検査員の負担を減らし、事務処理の効率化を図ることができる。

1.4 本仕様書の位置づけ

本仕様書において示した要件等を達成するための解決方法や実現化方法について、自由に提案することができる。本仕様書に示した要件等は、原則として解決すべきものであるが、代替案を示し発注者がこれを了承した場合は、要件を満たしたものとする。解決案、代替案ともに示さない場合は、仕様を満たさないものとして取り扱うものとする。

1.5 履行期間

本業務の履行期間は契約締結日から令和12年3月31日までとする。

- (1) 構築業務 契約締結の日から令和7年3月21日まで
- (2) 運用保守業務 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

1.6 基本方針

- (1) と畜解体される獣畜の情報及びと畜検査結果を適切に管理し、検査結果の効率的な集計、集約を図るため本業務を調達することとする。
- (2) 本業務はインターネット接続系で運用するものとする。
- (3) 他の政令指定市・中核市及び都道府県等で利用実績のある食肉検査のパッケージソフトをベースとし、発注者独自の仕様部分についてはカスタマイズにより機能を実現するものとする。

1.7 調達の範囲

- (1) 本業務の範囲は、次のとおりとする。

ア 構築業務

- (ア) システム構築作業(設計、プログラミング、単体テスト、結合テスト、システムテスト及び総合テスト)
- (イ) システムの稼働に必要なOS、ミドルウェアソフト等の調達

(ウ) 操作研修（操作マニュアルの作成を含む。）

(エ) 試行運用及び本番環境の設定（操作マニュアルの作成を含む。）

イ 運用保守業務

稼働後の運用保守に当たっては、受注者はハードウェア保守及びアプリケーション保守について対応することとする。

(2) 本業務に係る成果物は、次のとおりとする。

ア システム 一式

イ 以下の各種設計書等のドキュメント（以下「設計書等」という。）。なお、設計書等は、書類及びCD-R又はDVD-Rで指定する部数ずつ納めること。

紙媒体で納入する際用の紙の寸法は、原則として日本産業規格A列4番とする。ただし、必要に応じA列3番の使用も可とするが、A列3番を使用する際は、納品時には、A列4番と等しい寸法に折り込むこと。

電子媒体で納入するファイル形式は、Microsoft社のWord、Excel、PowerPoint又はAdobe社のPDF（ファイル内の文字検索が可能なこと。）のいずれかの形式とする。

(ア) 設計書（紙媒体 1部、電子媒体 1部）

(イ) テスト結果報告書（紙媒体 1部、電子媒体 1部）

(ウ) 操作マニュアル（紙媒体 1部、電子媒体 1部）

ウ パソコン 1台、タブレット 4台、プリンタ 1台、バックアップ用HDD 1台

(3) 本業務の成果物の納入場所は、次のとおりとする。

〒689-3203 鳥取県西伯郡大山町小竹1291-7

鳥取県食肉衛生検査所

(4) システムの業務機能の範囲については「業務機能概要」のとおりとする。

業務機能概要

区分	業務機能概要
生体検査	搬入されてきた生体に対して、生体受付情報をと畜業者のデータと連動し、生体検査を行い結果を入力する。
内臓検査	検査結果、内臓（赤物・白物）をタブレット端末で入力する。
枝肉検査	検査結果をタブレット端末で入力する。
廃棄管理	検査結果をもとに廃棄部位が管理できること。
各種帳票	各種帳票の表示・発行を行う。

(5) その他の本サービスに必要な業務。

1.8 提案上限額

提案上限額は金26,180,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

このうち構築業務経費は金21,230,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とし、これを超える額を提示した場合は失格とする。

また、各年度の運用保守料金の上限額は金990,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とし、これを超える額を提示した場合は失格とする。

1.9 スケジュール

日付	工程	内容
(契約締結日) ~ 令和7年3月21日	システム導入 運用テスト 操作研修	・設計、構築 ・システム導入に必要な機器の設置工事等の作業 ・運用テスト ・利用者への操作研修
令和7年4月1日~	システム本番稼働 運用保守	

※操作研修の日は、発注者との協議により決定する。

1.10 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

1.11 資料提供

- (1) 受注者から発注者に対し、本業務に必要な資料等の提供の要請があった場合、発注者と受注者が協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。
- (2) 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。
- (4) 発注者及び受注者は、(1) から (3) までにおける資料等の提供、返還その他の処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

1.12 追完請求権

- (1) 発注者は、成果物の引渡を受けた後において、当該成果物が本仕様書及び契約書で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) (1) の規定により発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。
- (3) (1) 及び (2) の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

1.13 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

1.14 著作権

(1) 本業務の履行過程で本業務のために新たに生じた著作物に係る著作権（パッケージソフトウェアを適用する場合には、パッケージソフトウェアに係る著作権は除く）は、委託料が全額支払われたとき持分の半分を相手方に無償で譲渡することにより、発注者及び受注者の共有とするものとする。

なお、システムの改修等を行うのに必要な範囲で共有著作権を行使する場合、著作権法（昭和45年法律第48号）第65条第2項に基づく合意は要しないものとする。

ただし、成果物に従前の著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は、従前からの著作物に帰属するものとする。

(2) (1)の規定による著作権の譲渡があった場合、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 発注者又は受注者は、納入物又はこれを複製し、改変し、翻案したものを販売、賃貸等することにより第三者の利用に供する場合（以下「販売等」という。）は、著作権法第65条第2項に基づき、相手方の合意を得るものとする。

(4) (3)の場合において、発注者及び受注者は、システムごとに、(1)の規定により共有する著作権に係る双方の持分、販売等により得られる収入の分配その他必要な事項を定めた契約（以下「販売等収入分配契約」という。）を別途締結するものとする。この場合において、発注者又は受注者が相手方に支払う額は、販売等により得られた収入に、販売等収入分配契約において定める著作権の持分の割合及び次に掲げる率を標準として販売等収入分配契約において定める率を乗じて得られる額に、当該額に対応する消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得られる額とし、翻案の程度によりこれによりがたい場合には、販売等収入分配契約において定めるところによる。

ア 県外に住所又は主たる事務所の所在地（以下「住所等」という。）を有する者が販売等をする場合

成果物に著しい翻案を加える場合	3パーセント
成果物に翻案を加える場合	9パーセント
成果物に軽微な翻案を加える場合	15パーセント
成果物に翻案を加えない場合	30パーセント

イ 県内に住所等を有する者及び鳥取県が販売等をする場合

成果物に著しい翻案を加える場合	1パーセント
成果物に翻案を加える場合	3パーセント
成果物に軽微な翻案を加える場合	5パーセント
成果物に翻案を加えない場合	10パーセント

1.15 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

1.16 守秘事項等

(1) 受注者は本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、本業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。

(2) 受注者は本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) (1)及び(2)の規定は、この契約が終了し、または解除されたのちにおいても、また同様とする。

1.17 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、1.18の規定により本業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は、当該受注者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

1.18 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が再委託する年度の年度委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (3) 受注者は、(1)の規定の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

1.19 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の履行状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

1.20 完了報告及び検査

- (1) 構築業務
受注者は、構築業務の完了後、10日以内又は令和7年3月21日のいずれか早い日までに構築業務に係る業務完了報告書及び1.7(2)の成果物を発注者に提出し、検査を受けなければならない。
- (2) 運用保守業務
受注者は、運用保守に関し、契約期間における各年度が終了したときは（年度途中において本業務の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）、各年度終了後、10日以内に当該年度における業務完了報告書を発注者に提出し、検査を受けなければならない。
- (3) 発注者は(1)及び(2)の各業務完了報告書を受理したときは、それぞれその日から10日以内（(1)においては、その日から10日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日まで）に本業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- (4) 発注者は、前項の規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めたときは、その旨を受注者に通知しなければならない。
- (5) 受注者は(3)の規定に基づく検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においても(3)及び(4)の規定を準用する。

1.21 委託料の支払い

- (1) 受注者は、1.20の検査に合格した後、速やかに委託料の請求書を発注者へ提出するものとする。
- (2) 発注者は、(1)の規定による正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。
- (3) 発注者が、正当な理由なく(2)に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未

払金額に対し、遅延日数1日につき鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第120条の規定により計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

1.22 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

1.23 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停（発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条第1項に規定する場合については、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

1.24 その他

- (1) 受注者は、システムの構築にあたり、発注者と十分な打合せを行うとともに、作業の進捗状況を適宜、発注者に報告すること。
- (2) 受注者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項について、打合せの中で発生した要件については、発注者と協議の上、可能な限り対応を検討すること。
- (3) 受注者は、打合せのための資料作成及び議事録の作成を行うこと。
- (4) 本仕様書に定める本業務の履行期間中に発注者が次期システムを別途導入する際には、各種電子データの提供について無償で協力すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

第2 調達基本要件

2.1 システムの概要

- (1) システムの名称
鳥取県と畜検査データ管理システム
- (2) システム方式
インターネット接続系で動作するシステムを構築すること。
- (3) システムの基本要件
 - ア システム専用パソコンにてデータをすべて一元管理できるものであること。
 - イ センターから受理したと畜検査対象獣畜情報の電子データを、検査所のシステム専用パソコンに短時間で取り込むことができること。また、と畜場に持ち込むタブレット端末に短時間でデータを共有することができること。
 - ウ と畜場内で各タブレット端末にと畜検査結果を入力することができ、検査終了後に各タブレット端末に保存された検査結果をシステム専用パソコンにて1頭ごとの結果に集約することが可能であること。
 - エ タブレット端末の画面は、と畜検査員が認識しやすく、疾病名や廃棄部位等の検査結果を短時間で容易に入力することが可能であること。
 - オ 獣畜の情報、検査結果等の各種データ間で不整合がないかチェックすることが可能であること。

- カ 検査所のシステムに集約したと畜検査結果は、日次帳票（14種類）、月次帳票（16種類）、年次帳票（10種類）に自動集計され、電子データでの管理及び帳票として印刷可能であること。
- キ と畜検査結果の電子データが5年以上は保存可能であること。
- ク 必要とする機能要件及び帳票の詳細については、「4 機能要件」のとおりとする。

(参考) 令和5年度と畜検査頭数

牛処理頭数 5,313 頭

豚処理頭数 73,653 頭

めん羊 12 頭

山羊 12 頭

(4) システムの利用者

検査所の職員 約10名

2.2 システム構成

(1) ハードウェア

ア コで要求する機能を満たす仕様であり、その機能が遅滞なく作動すること。

イ 以下の資機材を調達することとする。

(ア) 検査所事務室

パソコン1台（キーボード、マウス含む）

バックアップHDD1台

レーザープリンター（モノクロ）1台

HUB

保守ルーター

(イ) センター

タブレット4台（検査所事務室で保管）

その他、システム運用上必要な資機材も含む。

ウ パソコンのOSはWindows11以上とし、今後予想されるバージョンアップにも対応可能とすること。

エ パソコンにはキーボード及びマウスを使用して入力ができること。

オ 導入するハードウェアの構成及び仕様については、検査結果データ等の保存期間が約5年程度可能な容量を備え、かつ機器等拡張性があること。

カ データは検査所事務室パソコンからUSB等で容易に取り出せること。

キ タブレットについては検査員が視認しやすく、防湿、塵及び熱等の使用環境に適したものであること。

ク タブレットは画面の認識が容易で、圧力式入力等濡れた手袋等でも感知が容易で入力できること。

ケ 本システムに係るソフトウェアのライセンスは、5年以上を確保すること。

コ 各機器の仕様は次のとおりとする。

クライアントバックアップHDD用（1台）

項	機能	仕様
1	ディスク容量	500GB以上
2	接続方法	USB接続できること

プリンタ（1台）

項	機能	仕様
ハードウェア要件		
1	出力サイズ	A3、A4、両面に対応していること
2	解像度	1200dpi 以上 モノクロ
3	最大印刷速度	A4 横片面 39 項/分以上
4	用紙カセット	2 以上とする。各トレイは 300 枚以上
5	ページ縮小機能	A3→A4 の縮小が可能であること
6	インターフェース	1000BASE-T、USB3.0 以上の各インターフェースを装備していること
7	その他	Windows11 Pro で動作可能であること 上位機器との動作を保証すること 5 年間の保守を付属すること

パソコン（1台）

項	機能	仕様
ハードウェア要件		
1	形状	デスクトップ型とする
2	CPU	インテル®Corei5-13500 プロセッサを 1 個以上搭載すること 又は上記プロセッサと同等以上の性能を有する互換プロセッサとすること
3	メモリ	16GB 以上搭載すること
4	ローカルディスク	256GB SSD 以上を 1 個搭載すること（本体に内蔵）
5	外部記憶装置	DVD-スーパーマルチドライブを 1 個搭載すること
6	USB インターフェース	USB3.0 (Type-C) を 1 つ以上、USB3.0 以上のインターフェースを 4 つ以上搭載すること
7	ネットワーク	1000BASE-T (RJ45) の LAN コネクタを 1 個以上搭載すること 無線 LAN・Bluetooth を搭載していること
8	ディスプレイ	19 インチ以上で 1280×1024 ドット以上の表示が可能なこと ステレオスピーカーを搭載していること
9	キーボード	テンキー付 JIS 標準配列 109 キーであること
10	マウス	光センサーマウス
11	外部出力	HDMI と別にディスプレイポートを 2 つ搭載すること （外付けケーブル可能）
12	その他	Microsoft Windows11 Pro 64bit バージョンの動作保証がされていること 再セットアップ DVD を付属すること 5 年間の出張修理保証を含めること

		本体、ディスプレイを1つのコンセントで稼働できること 5年分のウイルス対策ソフト費用も含めること
ソフトウェア要件		
1	オペレーションシステム	Microsoft Windows11 Pro 64bit
2	オフィスソフト	Office Home&Business 2021 以上を付属すること

タブレット（4台、予備含む）

項	機能	仕様
ハードウェア要件		
1	画面サイズ	12.0インチ以上であること
2	解像度	横 2160×縦 1440 ドット(XGA) 以上であること
3	タッチパネル	静電容量式マルチタッチパネルであること
4	インターフェース	1000BASE-T 以上の LAN を2つ以上搭載すること USB2.0 以上を2つ以上搭載すること
5	CPU	Intel Core i5-1245U 以上とする
6	メモリ	16GB 以上
7	耐久性	IP65 準拠以上であること -0℃～50℃で使用可能であること -20℃～60℃で保存可能であること
8	その他	5年間のセンドバック保証を付属すること 故障時に取り替えができる構造になっていること 専用のタッチペンが付属していること
ソフトウェア要件		
1	オペレーションシステム	Microsoft Windows11 Pro で動作すること

(2) ソフトウェア

ソフトウェアは、「4 機能要件」に記載した機能を備えたものであること。

過去5年以内に同等規模以上の食肉衛生検査所に導入した実績のある開発済みの食肉検査のパッケージをベースとし、パッケージ利用料も含めること。

(3) ウイルス対策ソフト

ウイルス対策ソフトのライセンスを購入し、利用期間中は常に最新のウイルス定義ファイルを自動更新できるようにすること。

3 作業内容に関する要件

3.1 システム要件定義フェーズ

現状分析、課題分析を行い、システムの概念設計を経て、システムに必要な機能や要件を定義する。

- ① 本仕様書の機能要件について、システムによる実現方針を検討し、確定すること。
- ② と畜検査データ管理システム業務フローを作成し、システムによる運用方針を検討、確定すること。
- ③ 導入するシステムの保有する機能と機能要件との機能差異を確認し、対応すること。

3. 2 設計フェーズ

パッケージ又は開発済みのシステムをもとに基本設計、詳細設計（入出力設計、コード設計、ファイル設計、データベース設計、信頼性・安全性設計）、プログラミング設計を行う。

3. 3 製造フェーズ

設計フェーズの成果物をもとにプログラミング、単体試験を行う。

3. 4 移行フェーズ

製造フェーズの成果物を結合させ、設計フェーズの成果物のおりの動きをするかをすべての処理において確認する。

3. 5 試験フェーズ

製造フェーズの成果物を結合させ、設計フェーズの成果物のおりの動きをするかをすべての処理において確認する。具体的な作業内容は次のとおり。

3. 5. 1 試験計画書の作成

実施する結合試験、総合試験、セキュリティ試験について、試験方針、実施内容及び実施理由を記載し、試験工程毎に試験計画書として提出すること。

試験計画書に記載すべき事項は次のとおり。

- ・受注者の試験実施体制と役割
- ・試験に係る詳細な作業及びスケジュール
- ・試験環境（試験における回線及び機器構成、試験範囲）
- ・試験に関するツール類（開発するプログラムの概略仕様も含め）
- ・試験データ
- ・評価指標

3. 5. 2 試験実施要件

（1）試験工程共通要件

結合試験及び総合試験の各工程において共通する要件を以下に示す。

- ①受注者は試験の管理主体として試験の管理を実施すると共に、その結果と品質に責任を負い適切な対応を行うこと。
- ②受注者は発注者及び関連する他システムに係る業者等との作業調整を行うこと。
- ③発注者に対し定期進捗報告及び問題発生時の随時報告を行うこと。
- ④各試験を行うため、一連のテストケース（入力、出力及び試験基準）、試験シナリオ（例外処理を含む。）、試験データ、試験評価項目及び試験手順を各試験実施前に作成の上、提出すること。
- ⑤各試験終了時に、実施内容、品質評価結果及び次工程への申し送り事項等について、発注者と協議の上、試験実施報告書を作成すること。
- ⑥他システムとの接続試験を実施する際には、県の職員、当該システム開発及び保守業者と十分な調整を図り、受注者の負担と責任において実施すること。

（2）試験データ要件

試験において使用する試験データに係る要件を以下に示す。

- ①試験データは、原則として受注者において用意すること。

②試験データの管理は、受注者が責任を持って行うこと。なお、試験工程毎の試験計画書に試験データの種類等を記載すること。

(3) 試験環境要件

試験環境に係る要件を以下に示す。

①結合試験に必要な機器等は、受注者の負担と責任において準備すること。

②総合試験に必要な機器等は、受注者の負担と責任において準備すること。また、試験を実施するために必要な各種設定を受注者の責任において実施し、本番環境と同等の環境を準備すること。

(4) 結合試験要件

プログラム及びモジュールが、本システム全体において、正しく機能することを確認するため、段階的に結合した状態で試験を行い、結果を報告すること。

(5) 総合試験要件

総合試験に係る要件を以下に示す。

①ソフトウェアが仕様に適合し、かつ本番環境で利用可能であることを確認できる評価指標を設定した上で、試験を実施すること。

②性能及び負荷の試験においては、本番環境と同様の環境により相応の負荷等をかけ、問題が発生しないことを確認すること。

③総合試験では、以下の項目について確認を行うこと。

機能性

- ・システム機能が、正常系、異常系共に仕様書どおりに動作すること。
- ・他システムとの業務連携処理が正常に機能すること。
- ・情報セキュリティ要件を満たしていること。

信頼性

- ・信頼性要件を満たしていること。
- ・障害が発生した際の回復処理が適切であること。

使用性

- ・要件及び説明書どおりに動作し、操作が簡単であること。

応答性

- ・オンライン処理、バッチ処理の応答時間、スループットが適切であること。
- ・システムの限界条件（データ量、処理量）下で、正常に動作すること。

(6) セキュリティ試験要件

セキュリティ試験に係る要件を以下に示す。

①開発したソフトウェアについて、攻撃手法（バッファオーバーフロー、SQL インジェクション等）として既知である入力があった場合にシステムのセキュリティに影響を及ぼさないことを確認すること。

②システムの動作環境又は動作前提であるハードウェア及びソフトウェアについて、既知の脆弱性が存在しないこと、及び既知の攻撃手法に対して脆弱な設定が行われていないことを確認すること。

③①及び②の確認は、適切な試験ツールを選択して想定されるパターンを網羅的に行うこと。

④セキュリティ試験において発見された脆弱性及び当該脆弱性に関して実施した対処について、試験実施報告書に記載すること。

3. 6 研修フェーズ

発注者に対し、対象システムにおける操作研修、運用研修を行う。必要に応じて研修用資料を作成して納品する。構築業務の期間中に整備場所において、関係職員向けの詳細なシステム操作説明会を1回以上実施すること。実施日は発注者と協議の上決定する。

受注者は委託対象システムに関する発注者への教育・研修の実施に関して適切な計画を立案する。

また、立案した計画に対して発注者の承認を得たうえで、計画に従い適切に発注者への教育・研修の支援を行う。併せて、システム管理者向け操作マニュアル、利用者向けの操作マニュアル等の整備を行うこと。

3. 7 運用フェーズ

対象システムを正常に稼働させるために必要な作業を行う。

受注者は、次の各項で定める委託業務を、発注者の指示により実施するものとし、受注者が委託業務を行った場合は、その作業内容を記録し、発注者に報告しなければならない。

また、この業務により、システムの構成が変更された場合は、ドキュメント類及び構成情報を最新の状態に保つものとする。

3. 7. 1 システム運用業務

(1) システム操作関係業務

受注者は、発注者の指示に基づき、システム運用に必要なシステム操作及びその操作に直接関連する業務を行う。

(2) システム構成管理業務

受注者は、発注者の指示に基づき、システム運用業務責任者の管理の下、ソフトウェア保守業務責任者及びハードウェア保守業務責任者と調整し、ソフトウェア又はハードウェアの改修等に対応して、システム変更時のシステムの構成管理を行う。

(3) システム障害対応業務

受注者は、システム障害又はセキュリティ事案が発生した場合の問題の一次切り分け並びに対応の指示及び発注者への報告を行う。

(4) システム稼働監視業務

受注者は、発注者の指示に基づき、システムの稼働監視を行う。

(5) ログ管理業務

受注者は、発注者の指示に基づき、システムにおけるログの収集及びログの解析を行う。

(6) システム運用付随業務

① 問い合わせ対応（又はヘルプデスク）

受注者は、発注者からのシステムに関する問い合わせの対応及び利用者からのシステムに対するヘルプデスク業務を行う。

② 会議の運営

受注者は、月次会議を開催し、当該月の業務執行記録等及び最新の構成情報に関する報告書を提出する。

③ コンサルティング

受注者は、発注者の指示に基づき、システムの運用に関連した技術動向の把握、効果的・効率的なシステム運用の提案、個別依頼事項に基づくシステムの調査を行い、発注者に報告するなど、当該システムにおけるコンサルティングを行う。

3. 8 保守フェーズ

対象システムに不具合が生じた場合、あるいは不具合が生じるおそれがある場合にシステム及びデータの修補を行う。

3. 8. 1 ソフトウェア保守業務

(1) ソフトウェア改修業務

受注者は、発注者の指示に基づき、ソフトウェア改修作業を行う。この改修作業には、動作試験等も当然含まれるものとする。

さらに、改修したソフトウェアが動作するシステム環境を整え、納品作業を行い、その結果を成果物とともにシステム運用業者に報告する。

(2) ソフトウェア構成管理

受注者は、システムを構成するソフトウェアの設定情報又はプログラム仕様に変更があった場合は、ソフトウェアの構成管理を行う。

(3) 脆弱性対応

ソフトウェア構成管理を踏まえ、新たな脆弱性の情報収集を行い、新たな脆弱性が発見された場合は、速やかな対応を行うこと。

(4) バージョンアップ及びパッチ適用業務

受注者は、バージョンアップの可否を判断し、その結果、バージョンアップ可能と判断した場合は、バージョンアップ作業を行う。このバージョンアップ作業には、動作試験等も含まれるものとする。

さらに、バージョンアップしたソフトウェアが動作するシステム環境を整え、納品作業を行い、その結果を成果物とともに発注者に報告する。

バージョンアップ不能と判断した場合には、その旨を発注者に報告する。

(5) システム復旧業務

受注者は、システムに障害が発生した場合は、バックアップ情報からシステムの復旧を行い、システム復旧の成功を確認する。その確認後、その結果を発注者に報告する。

また、システム復旧が失敗した場合には、更に一世代前のバックアップ情報からシステムの復旧を行い、バックアップ情報が存在しなくなるまでこれを繰り返す。バックアップ情報が存在しなくなった場合は、システム復旧計画とともにその旨を発注者に報告する。

(6) 障害等原因調査業務

受注者は、発注者の指示に基づき、システム障害又はセキュリティ事案発生による障害等原因調査を指示された場合は、調査を行い、その結果をシステム運用業者に報告する。

(7) ソフトウェア保守付随業務

① 問い合わせ対応

システム運用業務責任者を經由して、発注者からのソフトウェアに対する問い合わせの対応を行う。

② コンサルティング

システムの運用に関連した技術動向の把握、効果的・効率的なソフトウェアの提案、個別依頼事項に基づくソフトウェアの調査を行い発注者に報告するなど、当該ソフトウェア保守におけるコンサルティングを行う。

3. 8. 2 ハードウェア保守業務

(1) システム操作関係業務

受注者は、発注者の指示に基づき、ハードウェアの稼働に必要なソフトウェアの操作及びその操作に直接関連する業務を行う。

(2) ハードウェア構成管理業務

受注者は、システムを構成するハードウェアの仕様に変更があった場合は、ハードウェアの構成管理を行う。

(3) ハードウェア復旧業務

受注者は、システムに障害が発生した場合は、機器の稼働状況を確認し、ハードウェアに起因する障害である場合は、その復旧を確認する。その確認後、その結果を発注者に報告する。

(4) 障害等原因調査業務

受注者は、発注者の指示に基づき、システム障害又はセキュリティ事案発生による障害等原因調査を指示された場合は、調査を行い、その結果をシステム運用業者に報告する。

(5) ハードウェア稼働監視業務

受注者は、発注者の指示に基づき、ハードウェアの稼働監視を行う。

(6) ハードウェア保守付随業務

① 問い合わせ対応

システム運用業務責任者を經由して、発注者からのハードウェアに対する問い合わせの対応を行う。

② コンサルティング

システムの運用に関連した技術動向の把握、効果的・効率的なハードウェア構成の提案、個別依頼事項に基づくハードウェアの調査を行い発注者に報告するなど、当該ハードウェア保守におけるコンサルティングを行う。

3. 9 廃棄フェーズ

対象システム上のデータを後継システムで利用可能にするためのデータ出力作業を行う。併せて対象システムを安全に廃棄する。

4 機能要件

機能要件は別添 1 のとおりとし、帳票要求一覧は別添 2 のとおりとする。

5 非機能要件

5. 1 信頼性要件

- ・各タブレットでの操作ミス等によるシステム障害が発生しないよう対策を講じること
- ・複数の操作端末からの同時更新等により、データの整合性が失われたり、処理が停止したりしない対策を講じること
- ・サーバは、システムで求められる運用を考慮し、重要なものについては、不可分散構成、クラスター構成等により、信頼性を確保すること
- ・磁気ディスク装置は、ディスク障害時でも CPU やネットワークに負荷をかけずにシステムが運用できるよう RAID 構成等により信頼性を確保すること

5. 2 セキュリティ要件

- ・鳥取県情報セキュリティポリシーに準拠したシステムとし、不正アクセス・コンピュータウイルス等への適切なセキュリティ対策を講じ、次のとおり安全性・信頼性を確保すること。

- (1) 受注者は、情報セキュリティに関する情報収集及び脆弱性確認を随時行うとともに、セキュリティホール（脆弱性）を塞ぐため、速やかに最新のパッチをあてるなど、適切な対策を講じること。また、必要に応じて、対策の実施状況について、発注者に報告すること。
- (2) 受注者は、不正アクセスや不正侵入、情報の改ざん、漏えい、破壊の他、マルウェア感染や感染拡大など、様々な情報セキュリティインシデントの発生リスクの可能性を評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じること。
- (3) 受注者は（2）に掲げる情報セキュリティインシデントが発生した際は、直ちに発注者に報告するとともに、被害拡大防止、原因特定、再発防止策等を講じること。
- (4) 受注者は、本業務に従事する者に対し、メールの宛先誤りやb c cなどのメール宛先設定誤り、システムやアプリのアクセス制御誤りにより、情報漏えい事故が発生しないよう必要な対策を講じること。

5. 3 可用性要件

- ・原則として、24時間365日利用可能なシステムとすること。

5. 4 拡張性要件

- ・スケールアウトを前提として、容易に機器等の拡張が可能なシステム構成とすること。
- ・発注者の組織改正、制度変更、将来導入されるシステムとの連携に柔軟かつ低コストで対応できるよう考慮すること。
- ・システム変更等の際にデータ移行が可能なこと。
- ・技術の進展に柔軟かつ低コストで対応できるよう、広く利用されている国際的な標準に基づく技術を採用すること。

5. 5 使用性要件

- ・システムに熟知していない職員であっても、最低限の操作説明で使いやすいシステムであること。
- ・運用者に対し、システム切り替え時等に円滑な業務運用が可能となるよう、操作マニュアルの提供及び十分な回数の操作研修をその都度行うこと。

5. 6 上位互換性要件

- ・システム開発開始当初に利用を想定していたOS、ミドルウェア等のバージョンアップに係るサポート期間が設計から研究期間内に終了した際には、新たなバージョンに迅速かつ円滑に対応し、移行すること。また、そのために、システム利用期間中において、問題なくサポートを受けいられる製品を選択すること。

6 サービス要件

運用フェーズ、保守フェーズにおけるサービス要件は次のとおり。

(1) システムの稼働について

システムは、使用中は原則停止してはならない。万が一停止した場合は、早急に復旧させること。

(2) システム障害時の一次切り分け許容時間

システム障害又はセキュリティ事案発生時における一時切り分けに要する時間は、24時間以内とする。

(3) 問合せ対応

電話又は電子メールによる。午前8時30分から午後5時15分までとする。

問合せ対応は、問合せから24時間以内（土日、祝日を除く）とする。ただし、セキュリティ事案発生時やシステム障害等業務に支障をきたす事案、その他緊急を要する事案については1時間以内に

対応するものとする。

7 業務遂行に関する要件

7.1 プロジェクト管理

7.1.1 プロジェクト管理方法

PMBOK (Project Management Body of Knowledge) など、世界的にも標準手法として認知されている、プロジェクト管理方法を用いること。

7.1.2 プロジェクト基礎データの収集報告方法

プロジェクトの進捗・品質を担保するために必要な基礎データを明確にし、その取得方法、報告方法について発注者と合意したうえ収集すること。発注者に対する報告は収集した基礎データをもとに行うこと。

7.2 体制及び要員に関する要件

7.2.1 プロジェクト体制

本業務に遂行に関するプロジェクト実施体制を敷くこと。

外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

7.2.2 要員計画

本業務中の要件定義フェーズ、設計フェーズ、製造フェーズ、試験フェーズ、移行フェーズ、研修フェーズ、廃棄フェーズを遂行するために、専任のプロジェクトマネージャーを1人割り当てること。

運用フェーズにおいては、個別の責任者(システム運用業務責任者)を割り当てることとし、同時期に並行して遂行する他フェーズのプロジェクトマネージャーとは兼務させないこと。

プロジェクト要員を計画し、要員の情報(プロフィール情報、スキル情報、参画期間、経験情報)を明確にすること。

7.2.3 組織管理・コミュニケーション管理方法

本業務におけるプロジェクト組織の管理方法、組織間・組織内のコミュニケーション管理方法についてあらかじめ発注者と合意すること

7.3 打合せ・報告に関する要件

受注者は、本事業のスケジュール等に十分配慮し、発注者との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

受注者は、本業務の実施にあたり、発注者で行う打合せ、報告等に関する議事録を作成し、発注者にその都度提出して内容の確認を得るものとする。

受注者は、各フェーズの完了にあたり、フェーズを完了と判断する資料を作成し、発注者の承認を受けるものとする。

8 システムテスト

構築業務の期間中に、システムの機能を検証するための運用試験を整備場所で行い、結果を発注者に報告し、不備があれば、構築業務の期間中に改善すること。

9 運用保守業務

発注者が想定している運用保守業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 対応時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。(開庁日のみ)

障害対応等の現地での対応が望ましいものは、現地にて対応を行うこと。

(2) 対象

本業務で構築するソフトウェア。

(3) 対応方法等

ア バックアップ管理、サーバの死活監視等は、可能な限り自動化すること。

イ 導入後の維持管理経費が、必要最小限であること。

ウ ジョブ等は予めスケジューリングすることにより自動で実行する等、日々の操作が必要ない、容易な保守管理が実現できること。

エ 制度変更への対応は、パッケージソフトウェアの根幹に影響を及ぼす大幅な制度改正を除き、カスタマイズによる個別対応ではなくパッケージのバージョンアップ(運用保守業務にて契約するパッケージ利用料・保守料)で極力対応すること。

オ 障害発生時の緊急連絡体制を構築すること。

カ 障害等で現地対応が必要な場合は、1 営業日以内(困難な場合は翌営業日)に現地に到着し、対応を開始すること。

キ 障害の原因を明らかにし、恒久的な対応策を実施し、再発の防止に努めること。また、対応状況について、適時発注者に報告すること。

(4) サービス水準要求 (SLA)

本業務に係る契約の際に SLA を締結するものとする。本業務で提供されるサービスレベル項目、設定値及び測定方法を次の項目を踏まえ提案すること。また、サービスレベルの評価、見直しも定期的実施することとする。

なお、SLA の提案は、サービスレベルのモニタリングの実施方法及びレベルの基準値を満たすことができなかった場合の対応期限、サービス対価の減額等も含めることとする。

ア サービス品質(可用性)

イ 性能(オンライン応答時間等)

ウ 信頼性(障害対応、セキュリティ等)

エ 運用業務(ヘルプデスクなど)

第 3 企画提案書の作成

企画提案書の作成は、別添 3 のとおりとする。

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複製し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。

第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注1) 甲は鳥取県、乙は受注者をいう。

分類	機能・処理	NO	詳細項目
基本機能		1 - 1	ユーザID、パスワードでログインシステムが使用できること。
		- 2	検査を実施した検査員が検査員番号の入力により特定できること。
		- 3	システムに蓄積されたデータは、いずれも容易に抽出し、エクセルで統計処理やグラフ作成が行えること。
		- 4	と畜検査中に検査所事務室パソコンにおいて、システム上の他の機能を利用することが可能なこと。
		- 5	和暦の元号改正時の新元号の登録に対して対応でき、西暦入力したものを元号へ、元号入力を西暦へ自動的に変換できること。
		- 6	日付はカレンダーにより選択ができること。
		- 7	ファンクションキー等を利用し、キーボードのみによる操作が行えること。
		- 8	個体識別番号が10桁に達しない場合、同じ個体識別番号が存在した場合、その他必須項目の漏れがあった場合、エラーチェックを行えること。
		- 9	検査所事務室パソコンにてデータをすべて一元管理し、タブレット端末は検査所事務室パソコン（管理サーバ）と即座に連携した処理が行えること。
		- 10	センター食肉管理システム（＝鳥取県食肉センター業務システム（株式会社南日本情報処理センター））で入力された以下のデータ（以下、「と畜申請データ」という。）が本調達で導入するシステムに反映できること。 豚：出荷者、生産者、頭数及び品種等 牛：出荷者、生産者、品種（和牛、乳牛、交雑種、とく、その他）、性別、産地、個体識別番号、生年月日、月齢等 その他獣畜：出荷者、生産者、畜種（馬、めん羊、山羊）、頭数等 センター食肉管理システムで入力されたと畜申請データは、センター食肉管理システムに入力確定後等に検査所事務室パソコンで受取ることができること。なお、受け取ったと畜申請データは、各タッチパネル端末に読み込むことができること。 センター食肉管理システムからと畜申請確定後等に再度入手したと畜申請データを、検査所事務室パソコンに先に入手していたと畜申請データの個体識別番号と結びつけ読み込むことができること。
		- 11	センター食肉管理システムのと畜申請データについては、検査所事務室パソコンでメンテナンス可能とすること。
		- 12	センター食肉管理システムがシステム変更等した際に対応できること。
		- 13	画面上で畜種（牛（和牛、乳牛、交雑種、とく、その他）、豚、馬、山羊及びめん羊）が選択できること。
		- 14	と畜検査手数料が自動で計算できること。
		- 15	搬入区分として一般、病畜の入力ができること。
		- 16	搬入時間区分について、時間内、時間外が入力できること。
外部インターフェース要件		2 - 1	センター食肉管理システムと連携すること。
セキュリティ		3 - 1	業務の利用ログ（接続日時、操作者ID、端末ID、操作画面）が5年間管理できること。
		- 2	既知のウイルスやマルウェアを検出し、効果的に駆除すること。また、ソフトウェアがリアルタイムでスキャンし、新たな脅威にも対応できること。
		- 3	ログ情報については管理者のみが確認できること。
		- 4	帳票の印刷ログ（印刷日時、操作者ID、端末ID）を管理できること。
共通		4 - 1	各種マスタについて、コード、名称及びカナでの検索が可能なこと。
		- 2	マスタ検索機能は、コード入力でマスタを参照するなどの画面からも任意のタイミングで呼び出すことができること。
		- 3	マスタ検索結果から新たな検索や、絞り込みができること。
		- 4	各種マスタデータをCSV出力できること。
		- 5	マスタデータに新たな項目（出荷者名、生産者名、品種、産地、疾病名、廃棄部位等）の追加・既存項目の編集・削除を可能とすること。
個別機能 (生体・内臓・枝肉検査及び精密検査等)		5 - 1	検査所事務室パソコンより生体所見が入力できること。
		- 2	タブレット端末から解体所見（疾病名、廃棄部位等）が入力できること。
		3	選択した畜種別にタブレット端末の疾病名、廃棄部位等の画面表示が変更されること。
		- 4	タブレット端末で入力した検査結果データは、と畜番号と結びつけること。
		- 5	検査当日の検査結果データについては、検査終了後の検査所事務室パソコンにおけるメンテナンス作業を行った後、最終データとしてセンター食肉管理システムに提供可能とすること。
		- 6	タブレット端末において、1頭当たりの疾病、廃棄部位の登録数は上限なく入力可能とすること。
		- 7	タブレット端末において、疾病名を選択した時に自動で各疾病に応じた廃棄部位が選択される（臓器によっては任意に選択）機能を備えること。なお、枝肉に関わる疾病名の場合は廃棄部位が複数箇所選択できるものとする。
		- 8	各タブレット端末で任意の獣畜のデータが容易に検索できること。
		- 9	タブレット端末において、と畜番号は基本的に自動でカウントアップとするが、任意の番号への変更も可能とすること。
		- 10	タブレット端末で所見なし（＝正常）の入力が可能なこと。
		- 11	タブレット端末で保留入力ができること。
		- 12	タブレット端末の画面構成について簡易な変更（疾病名の配置変更や追加・削除）が検査所事務室パソコンで容易に実施可能とすること。
		- 13	検査所事務室パソコンでメールの送受信ができること。
チェック機能		6 - 1	生体受付等と畜畜情報、検査結果、保留情報等の各種データ間で不整合等がないかチェックできること。
		- 2	保留獣畜の精密検査情報が確認できること。
照会		7 - 1	当日（任意の期間含む）のと畜検査件数について搬入区分別、畜種別の頭数一覧が照会できること。
		- 2	当日（任意の期間含む）の検査結果の一覧照会ができること。
		- 3	保留について日次、月次の一覧照会（任意の期間含む）ができること。
データメンテナンス		8 - 1	検査結果データの畜種、検査日、搬入区分等を一括変更できるメンテナンスが行えること。
		- 2	検査結果データを集約し、疾病名及び廃棄部位は、追加・訂正・削除等のメンテナンスが行えること。
		- 3	精密検査結果による措置、確定疾病、行政処分日の入力を可能とすること。
帳票印刷（出力物要件）		9 - 1	帳票要求一覧（別添2）の帳票が実現可能なこと。
		- 2	各帳票について画面での照会ができること。また印刷ができること。
		3	帳票印刷については、プリンターの機種指定がなく様々なプリンターで印刷が可能なこと。
		4	帳票についてはA3あるいはA4サイズでの出力を基本とすること。
		5	帳票印刷の際にはプレビューで確認の上、出力可能とすること。
		6	帳票は、生産者等対象者を特定しての印刷や、一括印刷が可能なこと。また、再印刷できること（ページ指定により必要なもののみ印刷が可能なこと）。
		7	帳票はエクセルファイルにて作成し、帳票作成後の訂正を行うことが可能なこと。
推奨機能		10 - 1	入力画面において、任意の入力項目を設けること。 (例：枝肉に検査に伴わない傷があった部位を選択式で入力できること。右大腿部刺キズ等)
		- 2	その他任意の入力項目を検査所事務室パソコンで新たに追加できること。
		- 3	月毎に牛、豚、馬、めん羊及び山羊の処理頭数が出力できること。なお、牛については、和牛、乳牛、その他の牛に分けられ、メス、去勢、オス別に頭数が挙げられること。

別添 2

帳票要求一覧

日次帳票		備考
1	日計表	
2	生体検査記録（と畜解体順序）表	
	1 牛	
	2 豚	
3	その他（馬、めん羊及び山羊）	
3	日次検査結果表	
	1 牛（一般、病畜）	
	2 豚（一般、病畜）	
3	その他（馬、めん羊及び山羊）（一般、病畜）	
4	廃棄状況一覧表（1頭ごと・廃棄部位・廃棄量・保留の有無）	
	1 牛（一般、病畜）	
	2 豚（一般、病畜）	
3	その他（馬、めん羊及び山羊）（一般、病畜）	
5	（豚）出荷者・生産者別検査結果一覧表	
6	精密検査記録表	
	1 微生物	
	2 理化学	
	3 病理	
月次帳票		備考
1	月計表	
2	〈月報〉手数料集計表	
3	食肉検査等情報還元調査第3の3疾病別頭数（月別）	
4	〈月報〉開場日数	
5	〈月報〉保留・全部廃棄一覧表	
6	〈月報〉日別頭数管理表	
7	〈月報〉疾病別集計表	
8	〈月報〉生産者別検査結果（検査日毎の一覧）	
	1 牛	
	2 豚	
	3 その他（馬、めん羊及び山羊）	
9	〈月報〉生産者別検査結果一覧表	
	1 牛	
	2 豚	
	3 その他（馬、めん羊及び山羊）	
10	〈月報〉病類表	
	1 牛	
	2 豚	
	3 その他（馬、めん羊及び山羊）	
年次帳票		備考
1	年計表	
2	〈年報〉開場日数	
3	食肉検査等情報還元調査第3の3疾病別頭数（厚生労働省報告）	
4	〈年報〉疾病別頭数	
5	〈年報〉生産者別検査結果集計表	
6	〈年報〉病類表	
	1 〈年報〉病類表（牛）	

	2	〈年報〉病類表（豚）	
	3	〈年報〉病類表（その他）	
7		〈年報〉全部廃棄一覧	
8		〈年報〉産地別検査頭数集計表	

帳票要求の詳細

I 日次帳票

1 日計表

- (1) 検査日ごとに出力、印刷可能であること。
- (2) 畜種ごと（牛（大とく・小とく）、馬、豚、めん羊、山羊）の検査頭数が搬入区分（一般畜、病畜）別に出力されること。
- (3) 牛については、品種及び性別ごとの頭数も出力されること。
- (4) 畜種ごとに行政措置（とさつ禁止、解体禁止、全部廃棄）別の頭数が出力されること。
- (5) 検査日ごとに一般畜及び病畜の畜種別手数料が出力されること。

2 生体検査記録（と畜解体順序）表

- (1) 検査日ごとに畜種別に出力、印刷可能であること。
- (2) 畜種別に以下の項目の情報が含まれていること。
 - ア 牛・とく
 - ・生産者名、枝肉（又は出荷）番号、品種、性別、月齢
 - イ 豚
 - ・生産者名、普通豚・大貫の別、頭数
 - ウ その他
 - ・生産者名、畜種、頭数

3 日次検査結果表

- (1) と畜検査日ごとに出力、印刷可能であること。
- (2) 畜種別に以下の項目が含まれること。
 - ア 牛・とく
 - ・枝肉（又は出荷）番号、生産者名、品種、性別、月齢、搬入区分（一般・病畜）、保留の有無、検査結果（病変・疾病名）
 - イ 豚
 - ・枝肉番号、搬入区分（一般、病畜）、保留の有無、検査結果（病変・疾病名）
 - ウ その他
 - ・枝肉番号、生産者名、畜種、性別、月齢、搬入区分（一般、病畜）、保留の有無、検査結果（病変・疾病名）

4 廃棄状況一覧

- (1) と畜検査日ごとに出力、印刷可能であること。
- (2) 畜種別に抽出でき、以下の項目が含まれること。
 - ア 牛・とく
 - ・枝肉（又は出荷）番号、生産者名、品種、性別、月齢、搬入区分、保留の有無、廃棄部位（各内臓、横隔膜、舌、頭、枝肉）及び廃棄量（全部・1/2・1/3・一部等、内臓全廃を含む）
 - イ 豚
 - ・枝肉番号、生産者名、豚種類（普通豚・大貫）、廃棄部位（各内臓、頭、枝肉）及び廃棄量
 - ウ その他
 - ・枝肉番号、生産者名、畜種、性別、月齢、廃棄部位（各内臓、頭、枝肉）及び廃棄量

5 豚生産者別検査結果一覧表

- (1) と畜検査日ごとに出力、印刷可能であること。
- (2) 各生産者について、以下の項目が含まれること。
 - ・検査頭数、一部廃棄頭数、疾病ごとの頭数、保留廃棄頭数

6 精密検査台帳

検査日ごとに出力、印刷可能であり、検査ごとに以下の項目が含まれること。

- (1) 微生物検査
 - ・検査日、枝肉（又は出荷）番号、生産者名、畜種、品種、性別、年齢、毛色、搬入区分、生体・解体所見、採材部位とその所見、細菌検査所見、判定結果、判定日
- (2) 理化学検査台帳
 - ・検査日、枝肉（又は出荷）番号、生産者名、畜種、品種、性別、年齢、毛色、搬入区分、生体検査所見、血液検査結果、総合所見、判定結果
- (3) 病理検査台帳
 - ・検査日、枝肉（又は出荷）番号、生産者名、畜種、品種、性別、年齢、毛色、搬入区分、生体検査所見、肉眼所見、病理所見、診断名、判定結果

II 月次帳票

1 月計表

- (1) 月ごとに出力、印刷可能であること。
- (2) 月ごとの畜種別のと畜検査頭数が搬入区分ごとに計上され、合計頭数が集計されること。
- (3) 牛については、品種別、性別のと畜検査頭数も出力できること。
- (4) 月ごとに畜種別の処分頭数（とさつ禁止、解体禁止、全部廃棄）及び合計頭数が出力できること。

2 〈月報〉手数料集計表

月ごとに一般畜及び病畜の畜種別手数料が出力できること。

3 食肉検査等情報還元調査第3の3疾病別頭数（月別）

食肉検査等情報還元調査要綱に定められている報告表第3の3が月ごとに出力できること。

4 〈月報〉開場日数

月ごとの開場日数が出力できること。

5 〈月報〉保留・全部廃棄一覧表

月ごとに保留又は全部廃棄に関する以下の項目が出力、印刷可能であること。

- ・検査日、搬入区分、生産者名、枝肉番号、畜種、品種、性別、月齢、疾病名、処分内容

6 〈月報〉日別頭数管理表

1か月分の検査日ごとのと畜検査頭数が以下の項目に分類され出力できること。

- ・畜種、搬入区分

7 〈月報〉疾病別集計表

月ごとに疾病ごとの一部廃棄頭数が畜種別に分類され出力できること。

8 〈月報〉生産者別検査結果

1か月分の検査結果が以下の項目に分類され、生産者ごとに出力・印刷できること。

- ・検査日、検査頭数、一部廃棄頭数、各疾病頭数、保留・全部廃棄頭数、合計頭数、罹患率

9 〈月報〉生産者別検査結果一覧表

1か月分の生産者ごとの各疾病頭数が一覧になって出力・印刷できること。

10 〈月報〉病類表

1 か月分の検査結果を、以下の分類により出力・印刷できること。

- (1) 検査頭数、廃棄実頭数、罹患率、処分区分ごとの頭数（一部廃棄、全部廃棄、とさつ禁止、解体禁止）
- (2) 一部廃棄、全部廃棄については廃棄理由となった疾病名ごとの頭数
- (3) (1) (2) の畜種、品種、搬入区分及び合計

Ⅲ 年次帳票

1 年計表

1年分の一般畜及び病畜の検査頭数と手数料が畜種ごとに分類され、出力・印刷できること。牛については、品種別、性別のと畜検査頭数も出力できること。

2 〈年報〉開場日数

1年分のと畜場の開場日数が月ごとに分類され、出力、印刷できること。

3 食肉検査等情報還元調査第3の3疾病別頭数（厚生労働省報告）

食肉検査等情報還元調査要綱に定められている報告表第3の3が出力できること。

4 〈年報〉疾病別頭数

1年分の一部廃棄の頭数が畜種ごとに疾病別に分類され、出力、印刷できること。

5 〈年報〉生産者別検査結果集計表

1年分のプロducerごとの検査結果が疾病別に分類され、出力、印刷できること。

6 〈年報〉病類表

1年分の処分区分（一部廃棄、全部廃棄、とさつ禁止、解体禁止）頭数が畜種ごとに疾病別に分類され、出力、印刷できること。

7 〈年報〉全部廃棄一覧

1年分の全部廃棄となった獣畜の情報及び疾病名が一覧として出力、印刷できること。

8 〈年報〉産地別検査頭数集計表

1年分の検査頭数が産地別に出力、印刷できること。

(別添3)

企画提案書作成要領

1 全般的な留意事項

企画提案書の作成にあたり、次の点に留意すること。

- (1) 提出された企画提案書に基づき内容の評価を行い、記載内容に応じて採点するため、貴社の提案内容が分かるように考え方、提案の理由、根拠等について具体的に記載すること。
- (2) 発注者の要求する事項を実現するために必要な機能等の記載が漏れた場合、失格とすることがあるので、発注者の要求を実現できる方法、考え方等を余すことなく記載すること。
- (3) 鳥取県と畜検査データ管理システム構築・運用保守業務仕様書（以下「仕様書」という。）及び提出された企画提案書を基に契約書添付の仕様書を作成するため、提案金額の範囲で確実に提案者が実現できる内容を記載すること。
- (4) 企画提案書に記載のあった内容だけで本業務の要件が実現できない場合、追加すべき内容については、提案者の負担で行うものとする。

2 企画提案書作成上の留意事項

企画提案書の作成方法について、次の点に留意すること。

- (1) 企画提案書は、日本産業規格A列4番の用紙を使用し、縦長横書き（本作成要領と同様）、両面印刷（カラー可）とし、日本語で作成すること。なお、見出し、図表中の文字及び図表のタイトル等を除き、文字の大きさは10ポイント以上を用いること。
- (2) 1行当たりの文字数及び1ページ当たりの行数は調整しても良い。
- (3) 企画提案書は、表紙及び目次を除き、100ページ以内にすること。
なお、表紙及び目次を除き、通しのページ番号を付番すること。
- (4) 企画提案書の表題は「鳥取県と畜検査データ管理システム構築・運用保守業務企画提案書」とすること。
- (5) 公募型プロポーザル実施要領5の(4)「提出物の必要部数等」のうち、社名及び代表者印有の企画提案書は、社名を記載し、表紙を付けること。
- (6) 公募型プロポーザル実施要領5の(4)「提出物の必要部数等」のうち、社名及び代表者印無の企画提案書は、ロゴ等を含め提案者の社名を類推させる情報を記載してはならない。
- (7) 本作成要領の「3 具体的な記載に係る留意事項」に基づいていない企画提案書は、評価しないこともあるので注意すること。
- (8) 本業務において再委託を予定している場合は、提案者と再委託先業者との業務分担の内容及び作業分担比率を記載すること。また、(6)と同様に、再委託先の会社名、ロゴ等は記載しないようにすること。
なお、本業務における、他の技術提案参加業者に再委託を行わないこと。
- (9) 略語、専門用語等については、極力、一般用語を用いて記載し、情報処理システムに関する専門的な知識がなくても理解できるよう配慮すること。略語、専門用語等を記載する場合には、初出の箇所に定義や注釈を記述すること。
- (10) 仕様要件の写し又は「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。このような企画提案書については、評価しないこともあるので注意すること。
- (11) 提案内容が理解しやすいように、イメージ図等の参考資料を示す等の工夫を行い、簡潔かつ分かりやすい表現で記述すること。

なお、優位性をアピールしたいポイントについては、客観的評価指標等を用いて他者や業

界標準と比較した場合の優位性が読み取ることができるよう配慮することが望ましい。

3 具体的な記載に係る留意事項

企画提案書の具体的な記載について、次の点に留意すること。

なお、本項に基づいていない場合には、評価しないこともあるので注意すること。

- (1) 企画提案書への記載にあたっては、「システム必須要件確認表（公募型プロポーザル実施要領 様式第4号）」の番号順で、「主な要件」の欄に対応する提案内容を分かりやすく記載すること。

なお、企画提案書には、次の項目を必ず詳しく記載すること。

- (ア) 基本要件（仕様書第2）
- (イ) 機能要件に関する提案（仕様書別添1）
- (ウ) 作業内容に関する提案（仕様書第2 3）
- (エ) 非機能要件に関する提案（仕様書第2 5）
- (オ) サービス要件に関する提案（仕様書第2 6）
- (カ) 業務遂行に関する提案（仕様書第2 7）

- (2) 別添4「システム必須要件確認表（公募型プロポーザル実施要領 様式だい4号）」のうち、「必須区分」欄を「○」にしている項目について「システム必須要件確認表（公募型プロポーザル実施要領 様式第4号）」の「対応可否」欄に「×」又は未記載の場合は、必須項目を満たさないものとして原則失格とするので十分に留意すること。

- (3) 仕様書で示した仕様以外に提案したいことがあれば、提案書の最後に「その他」と題して具体的に記載すること。